

## 船舶事故等調査報告書の案に係る原因関係者からの意見聴取に関する公示

運輸安全委員会運営規則第5条の規定に基づき、船舶事故等調査報告書の案に係る原因関係者からの意見聴取に関し、次のとおり公示します。各事案に係る3.の原因関係者は、6.の問い合わせ先に申し出て報告書の案を閲覧し、意見のある場合は5.の期限までにお申出下さい。

なお、原因関係者以外の者が報告書の案の閲覧及び意見の申出をすることはできません。

令和5年9月15日

運輸安全委員会事務局函館事務所長

1. 事案の件名	2. 事案の発生日	3. 原因関係者に関する事項
漁船第八龍寶丸運航不能（燃料供給不能）	令和5年1月20日	第八龍寶丸機関長

#### 4. 報告書の案の閲覧方法

(1) 電子メール等による送付

(2) 運輸安全委員会事務局函館事務所

函館市海岸町24番4号 函館港湾合同庁舎4階

#### 5. 意見がある旨の申出期限

令和5年10月16日まで

#### 6. 問い合わせ先

運輸安全委員会事務局函館事務所

〒040-0061 函館市海岸町24番4号 函館港湾合同庁舎4階

電話番号 0138(43)5517

船舶事故等調査報告書の案に係る原因関係者からの意見聴取に関する公示

運輸安全委員会運営規則第5条の規定に基づき、船舶事故等調査報告書の案に係る原因関係者からの意見聴取に関し、次のとおり公示します。各事案に係る3.の原因関係者は、6.の問い合わせ先に申し出て報告書の案を閲覧し、意見がある場合は5.の期限までにお申出下さい。

なお、原因関係者以外の者が報告書の案の閲覧及び意見の申出をすることはできません。

令和5年9月15日

運輸安全委員会事務局仙台事務所長

1. 事案の件名	2. 事案の発生年月日	3. 原因関係者に関する事項
漁船鳥崎丸乗揚	令和4年6月17日	鳥崎丸船長
プレジャーボートRana乗揚（定置網）	令和5年1月14日	Rana船長

4. 報告書の案の閲覧場所

- (1) 電子メール等による送付
- (2) 運輸安全委員会事務局仙台事務所  
仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎8階

5. 意見がある旨の申出期限

令和5年10月16日まで

6. 問い合わせ先

運輸安全委員会事務局仙台事務所  
〒983-0842 仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎8階  
電話番号 022-295-7313

注) 意見の申出期限は、公示の日から30日後とする。

船舶事故等調査報告書の案に係る原因関係者からの意見聴取に関する公示

運輸安全委員会運営規則第5条の規定に基づき、船舶事故等調査報告書の案に係る原因関係者からの意見聴取に関し、次のとおり公示します。各事案に係る3.の原因関係者は、6.の問い合わせ先に申し出て報告書の案を閲覧し、意見がある場合は5.の期限までにお申出下さい。

なお、原因関係者以外の者が報告書の案の閲覧及び意見の申出をすることはできません。

令和5年9月15日

運輸安全委員会事務局横浜事務所長

1. 事案の件名	2. 事案の発生日	3. 原因関係者に関する事項
液体化学薬品ばら積船鳥海丸衝突（灯浮標）調査について	令和4年6月3日	鳥海丸甲板長
プレジャーボートてつ丸転覆調査について	令和4年7月2日	てつ丸船長
プレジャーヨット汐音運航不能（機関故障）調査について	令和4年6月30日	汐音船長
ミニボート（船名なし）運航不能（燃料供給不能）調査について	令和4年7月10日	ミニボート操縦者
プレジャーボートヒロ運航不能（舵故障）調査について	令和4年7月30日	ヒロ船長
貨物船21盛山丸衝突（岸壁）調査について	令和4年6月14日	21盛山丸船長
水上オートバイライフフィールド1号乗揚調査について	令和4年8月7日	ライフフィールド1号船長
プレジャーボート元吉丸運航不能（機関故障）調査について	令和4年10月16日	元吉丸船長
漁船第二十八常盤丸運航不能（機関故障）調査について	令和4年6月4日	第二十八常盤丸機関長
漁船第八十八昭幸丸漁船元気丸衝突調査について	令和4年12月1日	第八十八昭幸丸船長 第八十八昭幸丸甲板員 元気丸船長
遊漁船MALICIA衝突（灯浮標）調査について	令和4年12月29日	MALICIA船長
プレジャーボート大浜丸乗揚調査について	令和5年1月22日	大浜丸船長
ロールオン・ロールオフ貨物船豊昇丸ロールオン・ロールオフ貨物船黒隆丸衝突調査について	令和5年2月14日	豊昇丸船長 黒隆丸船長
遊漁船ゆたか丸遊漁船直重丸衝突調査について	令和5年1月9日	ゆたか丸船長 直重丸船長
漁船第一清正丸乗揚調査について	令和5年1月24日	第一清正丸船長
漁船103寅丸運航不能（絡索）調査について	令和3年2月11日	103寅丸船長
旅客フェリーさんふらわあ だいせつ浸水調査について	令和5年5月8日	さんふらわあ だいせつ船長

4. 報告書の案の閲覧方法

(1) 電子メール等による送付

(2) 運輸安全委員会事務局横浜事務所

横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎19階

5. 意見がある旨の申出期限

令和5年10月16日まで

6. 問い合わせ先

運輸安全委員会事務局横浜事務所

〒231-0003 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎19階

電話番号 045(201)8396

## 船舶事故等調査報告書の案に係る原因関係者からの意見聴取に関する公示

運輸安全委員会運営規則第5条の規定に基づき、船舶事故等調査報告書の案に係る原因関係者からの意見聴取に関し、次のとおり公示します。各事案に係る3.の原因関係者は、6.の問い合わせ先に申し出て報告書の案を閲覧し、意見がある場合は5.の期限までにお申出下さい。

なお、原因関係者以外の者が報告書の案の閲覧及び意見の申出をすることはできません。

令和5年9月15日

運輸安全委員会事務局神戸事務所長

1. 事案の件名	2. 事案の発生日	3. 原因関係者に関する事項
漁船海昌丸衝突（海中の障害物）事故調査について	令和4年10月9日	海昌丸船長
瀬渡船真光丸乗揚事故調査について	令和4年12月2日	真光丸船長
プレジャーボートのりまさ号運航不能（機関故障）調査について	令和5年2月4日	のりまさ号船長
プレジャーボートAQUARIUS運航不能（機関故障）調査について	令和5年2月12日	AQUARIUS船長
漁船ヤマキ丸乗組員負傷事故調査について	令和5年3月6日	ヤマキ丸船長
プレジャーボート海鑄運航不能（機関故障）調査について	令和5年3月12日	海鑄船長
プレジャーボート幸丸乗揚事故調査について	令和5年4月11日	幸丸船長

#### 4. 報告書の案の閲覧場所

- (1) 電子メール等による送付
- (2) 運輸安全委員会事務局神戸事務所

神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎10階

#### 5. 意見がある旨の申出期限

令和5年10月16日まで

6. 問い合わせ先

運輸安全委員会事務局神戸事務所 事故調査調整官 竹部 孝幸

〒650-0042 神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎10階

電話番号 078-331-7258

注) 意見の申出期限は、公示の日から30日後とする。

船舶事故等調査報告書の案に係る原因関係者からの意見聴取に関する公示

運輸安全委員会運営規則第5条の規定に基づき、船舶事故等調査報告書の案に係る原因関係者からの意見聴取に関し、次のとおり公示します。各事案に係る3.の原因関係者は、6.の問い合わせ先に申し出て報告書の案を閲覧し、意見がある場合は5.の期限までにお申出下さい。

なお、原因関係者以外の者が報告書の案の閲覧及び意見の申出をすることはできません。

令和5年9月15日

運輸安全委員会事務局広島事務所長

1. 事案の件名	2. 事案の発生日	3. 原因関係者に関する事項
貨物船新福丸乗揚事故調査について	令和4年10月3日	新福丸二等航海士
漁船第三十七長栄丸漁船末広丸衝突事故調査について	令和4年9月29日	第三十七長栄丸船長 末広丸船長
プレジャーボート栄福丸乗揚事故調査について	令和4年10月2日	栄福丸船長
漁船優愛丸衝突（養殖施設）事故調査について	令和4年10月4日	優愛丸船長
漁船第二白竜丸沈没事故調査について	令和5年1月2日	白竜丸船長
貨物船第二十八進宏丸漁船朝日丸衝突事故調査について	令和5年2月23日	第二十八進宏丸船長 朝日丸船長
漁船仁鶴丸乗揚事故調査について	令和5年3月22日	仁鶴丸船長

4. 報告書の案の閲覧方法

(1) 電子メール等による送付

(2) 運輸安全委員会事務局広島事務所

広島市南区宇品海岸3-10-17広島港湾合同庁舎4階

5. 意見がある旨の申出期限

令和5年10月16日まで

6. 問い合わせ先

運輸安全委員会事務局広島事務所

〒734-0011 広島市南区宇品海岸3-10-17広島港湾合同庁舎4階

電話番号 082(251)4603

## 船舶事故等調査報告書の案に係る原因関係者からの意見聴取に関する公示

運輸安全委員会運営規則第5条の規定に基づき、船舶事故等調査報告書の案に係る原因関係者からの意見聴取に関し、次のとおり公示します。各事案に係る3.の原因関係者は、6.の問い合わせ先に申し出て報告書の案を閲覧し、意見がある場合は5.の期限までにお申出下さい。

なお、原因関係者以外の者が報告書の案の閲覧及び意見の申出をすることはできません。

令和5年9月15日

運輸安全委員会事務局門司事務所長

1. 事案の件名	2. 事案の発生日	3. 原因関係者に関する事項
遊漁船幸の鳥乗揚調査について	令和4年3月28日	幸の鳥船長
漁船金比羅丸運航不能(機関故障)調査について	令和4年4月11日	金比羅丸船長
プレジャーボートH&M運航不能(推進器故障)調査について	令和4年5月3日	H&M船長
漁船茂洋丸プレジャーボート生野丸衝突調査について	令和4年8月7日	茂洋丸船長 生野丸船長
プレジャーボート勇志運航不能(機関故障)調査について	令和4年10月1日	勇志船長
漁船第八十六金比羅丸衝突(防波堤)調査について	令和4年12月7日	第八十六金比羅丸船長
プレジャーボートあおい運航不能(バッテリー過放電)調査について	令和5年2月3日	あおい船長

#### 4. 報告書の案の閲覧方法

- (1) 電子メール等による送付
- (2) 運輸安全委員会事務局門司事務所  
所在地：北九州市門司区西海岸一丁目3番10号  
門司港湾合同庁舎10階

#### 5. 意見がある旨の申出期限

令和5年10月16日まで

6. 問い合わせ先

運輸安全委員会事務局門司事務所 事故調査調整官 林 靖正

〒801-0841 北九州市門司区西海岸一丁目3番10号

電話番号 093-331-3707

船舶事故等調査報告書の案に係る原因関係者からの意見聴取に関する公示

運輸安全委員会運営規則第5条の規定に基づき、船舶事故等調査報告書の案に係る原因関係者からの意見聴取に関し、次のとおり公示します。各事案に係る3.の原因関係者は、6.の問い合わせ先に申し出て報告書の案を閲覧し、意見がある場合は5.の期限前にお申出下さい。

なお、原因関係者以外の者が報告書の案の閲覧及び意見の申出をすることはできません。

令和5年9月15日

運輸安全委員会事務局長崎事務所長

1. 事案の件名	2. 事案の発生日	3. 原因関係者に関する事項
ケミカルタンカーSUN QUEEN衝突（防波堤）事故調査について	令和4年9月5日	SUN QUEEN船長
プレジャーボート新開丸運航不能（機関故障）事故調査について	令和4年10月30日	新開丸船長
漁船大豪丸乗組員負傷事故調査について	令和5年1月31日	大豪丸船長 大豪丸甲板員
漁船正徳丸乗組員負傷事故調査について	令和5年2月5日	正徳丸船長
貨物船おおくに丸衝突（陸上クレーン）事故調査について	令和5年2月17日	おおくに丸船長
水上オートバイキサキ丸乗組員負傷事故調査について	令和5年4月16日	キサキ丸船長

4. 報告書案の閲覧方法

(1) 電子メール等による送付

(2) 運輸安全委員会事務局長崎事務所

長崎市松が枝町7-29 長崎港湾合同庁舎4階

5. 意見がある旨の申出期限

令和5年10月16日まで

6. 問い合わせ先

運輸安全委員会事務局長崎事務所

〒850-0921 長崎市松が枝町7-29 長崎港湾合同庁舎4階

電話番号 095-821-3537

船舶事故等調査報告書の案に係る原因関係者からの意見聴取に関する公示

運輸安全委員会運営規則第5条の規定に基づき、船舶事故等調査報告書の案に係る原因関係者からの意見聴取に関し、次のとおり公示します。各事案に係る3.の原因関係者は、6.の問い合わせ先に申し出て報告書の案を閲覧し、意見がある場合は5.の期限までにお申出下さい。

なお、原因関係者以外の者が報告書の案の閲覧及び意見の申出をすることはできません。

令和5年9月15日

運輸安全委員会事務局那覇事務所長

1. 事案の件名	2. 事案の発生日	3. 原因関係者に関する事項
漁船第二十脇田丸乗揚調査について	令和5年3月26日	第二十脇田丸船長
漁船新正丸漁船二千翔丸衝突調査について	令和5年4月26日	新正丸船長 二千翔丸船長
漁船鶴丸乗揚調査について	令和5年5月12日	鶴丸船長

4. 報告書の案の閲覧方法

- (1) 電子メール等による送付
- (2) 運輸安全委員会事務局那覇事務所  
那覇市港町2-11-1 那覇港湾合同庁舎8階

5. 意見がある旨の申出期限

令和5年10月16日まで

6. 問い合わせ先

運輸安全委員会事務局那覇事務所  
〒900-0001 那覇市港町2-11-1 那覇港湾合同庁舎8階  
電話番号 098-868-9335